

令和 5 年 5 月 2 日

宇佐美工業株式会社 行動計画

職員が安心して仕事と家庭を両立でき、個々の能力を最大限に発揮し活躍できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間

令和 5 年 7 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日までの 3 年間

2、内容

目標①：令和 5 年 12 月までに年次有給休暇の取得日数を、1 人平均年間 8 日以上とする。（有給取得義務 5 日間と他に 3 日間以上を取得）

【対策】

令和 4 年 1 月～ 平均取得が前々期 7.2 日、前期 7.8 日、今期 7.7 日とわずかに目標に届かずにいることを考慮し、対策として来期以降は有給休暇取得推奨日を設定し促進を図る。

令和 5 年 1 月～ 平均取得が前期 7.9 日と増加しつつあるため、引き続き同政策を推進していく

目標②：令和 5 年 1 月より 所定外労働を削減するために、ノー残業デーを継続し実施する。

【対策】

令和 2 年 2 月 毎週水曜日をノー残業デーとする。

令和 2 年 3 月 社内連絡用ホワイトボードに掲示し周知徹底する。

令和 2 年 12 月 実施状況を把握し、業務上やむを得ない場合を除き所定外労働をしないように継続する。（毎年）

令和 5 年 1 月 引き続き継続してノー残業デーを実施する。（毎年）